道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年十月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　西村　明宏

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四号

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（道路交通法施行令の一部改正）

第一条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第一号の表を次のように改める。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為
法第百十七条の二第二項第一号の違反行為	法第百十七条の二第一項第一号の違反行為
法第百十七条の二第二項第二号の違反行為	法第百十七条の二第一項第三号の違反行為
法第百十七条の二の二第二項第一号の違反行為	法第百十七条の二の二第一項第一号の違反行為
法第百十七条の二の二第二項第二号の違反行為	法第百十七条の二の二第一項第一号又は法第百十七条の二の二第一項第三号の違反行為
法第百十七条の二の二第二項第三号の違反行為	法第百十七条の二の二第一項第七号の違反行為
法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八条第一項第三号の違反行為

第二十六条の六第二号の表の上欄中「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」に、「第百十八条第一項第五号」を「第百十八条第二項第四号」に、「第百十九条第一項第十一号」を「第百十九条第二項第四号」に、「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に改め、同表の中欄中「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第二項第一号」に、「第百十九条第一項第三号の二」を「第百十九条第二項第一号」に、「第百十九条の二第一項第一号又は第二号」を「第百十九条の二の二第一項」に改め、同表の下欄第二号中「第百十七条の二第四号若しくは第五号、法第百十七条の二の二第八号から第十号まで」を「第百十七条の二第二項、法第百十七条の二の二第二項」に、「第百十八条第一項第四号」を「第百十八条第二項第三号」に、「第五号、法第百十九条第一項第十一号」を「第四号、法第百十九条第二項第四号」に、「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に改める。

第二十六条の七第一項の表一の下欄中「第二項」を「第三項」に、「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第二項第一号」に、「第百十七条の二の二第七号」を「第百十七条の二の二第一項第七号」に改める。

第三十三条の二の三第四項第一号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第六号」を「第四号」に改める。

第三十三条の七第一項第四号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

第三十五条第一項第二号ロ中「第百十七条の二第四号若しくは第五号」を「第百十七条の二第二項」に、「第百十七条の二の二第八号から第十号まで」を「第百十七条の二の二第一項第九号」に、「第十二号」を「第二項」に、「第百十八条第一項第四号若しくは第五号」を「第百十八条第二項第三号若しくは第四号」に、「第百十九条第一項第十一号」を「第百十九条第二項第四号」に、「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第六号、法第百十七条の二の二第一号」を「第四号、法第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第十一号」を「第八号」に、「第百十七条の四第一号の二」を「第百十七条の四第二号」に、「第二号、第七号」を「第三号」に、「第八号」を「第四号若しくは第二項第一号」に、「第百十八条第一項第二号」を「第百十八条第二項第一号」に改める。

第四十一条の三第十三号中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に改め、同条第十五号中「第百十七条の二第六号又は法第百十七条の二の二第十一号」を「第百十七条の二第一項第四号又は法第百十七条の二の二第一項第八号」に改める。

第四十四条の三中「第百十七条の二の二第三号」を「第百十七条の二の二第一項第三号」に改める。

別表第二の備考の二の4中「第百十七条の二の二第十一号」を「第百十七条の二の二第一項第八号」に改め、同表の備考の二の129中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に改め、同表の備考の二の130中「第百十七条の二第三号」を「第百十七条の二第一項第三号」に改め、同表の備考の二の131中「第百十七条の二第六号」を「第百十七条の二第一項第四号」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十六条の六第一号の項中「第百十八条第一項第七号」を「第百十八条第一項第三号」に、「第百十七条の二第四号」を「第百十七条の二第二項第一号」に、「第百十七条の二第五号」を「第百十七条の二第二項第二号」に、「第百十七条の二の二第八号」を「第百十七条の二の二第二項第一号」に、「第百十七条の二の二第九号」を「第百十七条の二の二第二項第二号」に、「第百十八条第一項第四号」を「第